

山口県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業 人材紹介事業者登録要領

第1条 趣旨

この要領は、山口県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業（以下「拠点事業」という。）に人材紹介事業者が参画するための登録について必要な事項を定める。

第2条 目的

プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業（以下「事業」という。）において、山口県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下、「戦略拠点」という。）に登録された人材紹介事業者（以下「登録人材紹介事業者」という。）が、県内に事業所を置く中小企業と、プロフェッショナル人材との間における職業紹介を実施し、人材の紹介・マッチングすることで、県内中小企業の成長戦略の実現を図る。

第3条 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 山口県プロフェッショナル人材戦略拠点 専門的な技術や知識等を持つプロフェッショナル人材の活用ニーズを掘り起こし、都市部からのプロフェッショナル人材の地方環流（U J I ターン）を促進することにより、県内中小企業の成長を促進するために、（公財）やまぐち産業振興財団内に設置した拠点をいう。
- (2) 登録人材紹介事業者 職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条第1項又は第33条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の許可を受けて有料又は無料の職業紹介事業を行う者をいう。
- (3) 県内中小企業 中小企業基本法第2条第1項、中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号及び中小企業基本法第2条第1項第1号に規定する中小企業者と同規模の中小企業等経営強化法第2条第2項第4号で定める政令第2条第4項第1号から第3号に規定する事業者であって、県内に事業所を有するものをいう。
- (4) プロフェッショナル人材 新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取り組みを通じて、企業の成長戦略を具現化していく人物であって、次に掲げる要件を全て満たす者をいう。
 - ア 別表に掲げる分類のいずれかに該当していること。
 - イ 戰略拠点の支援を受け、県内中小企業との雇用契約または副業等に係る業務委託契約に基づき、県内の事業所で業務に従事すること。

第4条 登録の申請

事業に参画しようとする登録人材紹介事業者は、別に定める期間において、あらかじめ人材紹介事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて戦略拠点に提出し、登録を受けなければならない。

- (1) 職業紹介事業許可証の写し
- (2) 事業者の概要が分かるもの（パンフレット等）
- (3) 求職及び求人の申込方法など、業務運営が分かるもの
- (4) 有料職業紹介事業者の場合、人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの（求人企業と交わす契約書の様式、手数料表など）
- (5) 職業紹介実績が分かるもの
- (6) その他必要と認める書類

第5条 登録の条件

前条に掲げる人材紹介事業者登録申請書を提出する際には、次の各号に承諾することを条件とする。

- (1) 戦略拠点と連携し、戦略拠点が掘り起こした県内中小企業の人材ニーズとプロフェッショナル人材の紹介・マッチング業務を行うこと。
- (2) プロフェッショナル人材に関する職業紹介の状況について、6月、9月、12月、3月の戦略拠点が指定する末日までに人材紹介活動状況報告書（様式第2号）により戦略拠点に報告すること。
- (3) 本事業で知り得た情報は、開示、漏洩、又は本事業以外の用途で使用しないこと。
- (4) 登録人材紹介事業者は、法第32条の6に規定する許可の有効期間を更新した場合は、新たな許可証の写しを速やかに拠点に提出すること。
- (5) 登録人材紹介事業者は、法第32条の7に規定する変更の届出をした場合は、速やかに拠点に報告すること。

第6条 登録の基準

登録人材紹介事業者の登録については、第4条に掲げる書類及び次に掲げる登録の基準に照らし審査した上で、連携する事業者として適当と認めた場合に戦略拠点が登録を決定し、登録認定通知書（様式第3号）により交付する。

- (1) 県外在住の人材に関する求人・求職の登録実績があること。
- (2) 県内企業の求人登録の実績があること。
- (3) 県外在住の人材に関するマッチング実績があること。
- (4) 県外在住の人材に関する採用実績があること。
- (5) 副業・兼業人材の紹介を実施する者にあっては、県外在住の人材の副業・兼業人材紹介の取組方針が、登録やマッチングに繋がるような具体的な仕組みとなっていること。

第7条 登録の有効期間

登録人材紹介事業者の登録の有効期間については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 登録の有効期間は、戦略拠点が登録認定通知書で通知した日から当該年度の翌年度末までとする。有効期間の延長については、前項に掲げる審査基準により戦略拠点が審査の上、登録有効期限延長を決定する。ただし、次号により終了した時にはこの限りでない。
- (2) 登録は、次に掲げるいずれかに該当することとなったときに終了する。
ア 法第32条の9に規定する許可の取消があったとき
イ 第12条の規定により、登録を取り消したとき

第8条 登録の休止届

登録人材紹介事業者は、第5条に掲げる活動ができない場合には、休止届（様式第4号）により戦略拠点に提出するものとする。登録の休止期間は、休止の申請を行った日から起算し、当該年度が満了する日までの期間とする。なお、休止期間中においては戦略拠点から情報提供を行わない。

第9条 登録の再開届

登録人材紹介事業者は、第5条に掲げる活動を再開する場合には、再開届（様式第5号）により戦略拠点に提出するものとする。

第10条 登録の変更届

登録人材紹介事業者においては、有料職業紹介事業許可に関して、次に掲げる変更事項があった場合は、変更届（様式第6号）により速やかに戦略拠点へ届け出るものとする。

- (1) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新を受けた場合
- (2) 法第32条の7に規定する変更の届出をした場合

第11条 登録の取り下げ

登録人材紹介事業者において、本事業への登録から削除を希望する場合には、取下申請書（様式第7号）により戦略拠点へ登録の取り下げを申請するものとする。

第12条 登録の取消

- (1) 戦略拠点は、登録人材紹介事業者が、次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、登録を取り消すことができるものとする。
 - ア 法第32条の9に規定する許可の取消があったとき
 - イ 不正な行為があると戦略拠点が認めたとき
 - ウ 第5条に定める事項を怠る、又は積極的に行わないとき
- (2) (1)の規定により登録を取り消した場合に登録人材紹介事業者が被った損失については、戦略拠点は損害賠償を行わない。

第13条 指導監督

戦略拠点は、この登録に関する事項について、必要に応じて検査し、登録人材紹介事業者に対して報告を求めることができるものとする。

第14条 その他

この要領に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、戦略拠点が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

分類	内容	必要とされる実務経験	実務経験年数
1 経営人材・経営サポート人材	経営者や経営者を支え、企業マネジメントに携わる人材	企業経営や大手企業等での事業部管理等のマネジメント経験者等	
2 販路開拓人材	新規事業や海外事業の立ち上げなど、新たな販路を開拓する人材	商社等での営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業企画等のグローバルビジネス経験者等	
3 事業再生人材	県内中小企業が抱える課題を解決し、事業再生を推進する人材	金融機関のO Bなど、事業再生に係る案件をマネジメントした経験を有する者等	必要とされる実務経験年数について、概ね5年以上の経験とするが、これにより難い場合は、個別に判断する
4 生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値を生み出すことのできる人材	大手企業等の工場長経験者など、研究開発現場でマネジメント経験を有する者等	
5 その他人材	上記の他、県内中小企業が求める技能・知識を有し、経営や事業を牽引し、企業の成長を促進する人材	事業者が求めるスキルについて、実務経験を有する者等	